

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人讃仰会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事をいい、役員等は、役員と評議員及び評議員選任・解任委員、苦情対応第三者委員をいう。

2 本規程では、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会を総称して役員会等という。

(評議員会、評議員解任・選任委員会、理事会の出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき、役員等が役員会等に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員が役員会等の出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第5条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務については無報酬とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 宿泊費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成20年12月1日より適用する。

2 この改定規程は、平成29年6月16日より適用する。

別表 1 (役員会等出席報酬)

名 称	報 酬 額
評議員の評議員会出席報酬	10,000円+源泉徴収税額
役員の評議員会等出席報酬	5,000円+ "
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円+ "

※評議員の報酬の総額は、250,000円を超えないものとする。

別表 2 (勤務報酬)

名 称	報 酬 額
役員業務報酬	5,000円+源泉徴収税額

※役員報酬の総額は、300,000円を超えないものとする。

別表 4 (出張旅費)

名 称	仕 給 額
日 当	1日2,000円×日数
旅 費	実費(使用する交通機関は、鉄道、飛行機、船舶、バス等公共交通機関としタクシーは必要最小限とする。自家用車の場合は自動車専用道路料金及び消費燃料費とする。)
宿泊費	実費(上限8,000円)
その他経費	実費